

# 令和 2 年度主な事業の実施状況

## 【環境学習会実施事業】

県では、第 3 期ふるさと秋田元気創造プランで「環境保全対策の推進」を掲げて、地球温暖化防止と循環型社会の形成に取り組んでいるところである。秋田地域振興局管内では、廃棄物の適正処理・不法投棄の防止を目的として、「めざせクリーン秋田大作戦」秋田地域協議会を設置し、地域住民による「不法投棄をさせない環境づくり」のための意識醸成を図ってきており、平成 26 年度から令和元年度まで不法投棄防止の啓発活動の一環として、小学 4 年生を対象に環境学習会を実施してきた。

令和 2 年度からは、廃棄物対策にとらわれず幅広く「環境に配慮した活動」を内容として、環境学習会を実施している。

環境問題の解決においては、環境保全意識を醸成し、出来る事から実践するという取組が重要であり、環境学習会の実施により児童自身の環境保全意識が向上するとともに、児童が学習会の内容を各家庭で話題として提供することによって、家族の意識も向上し実践につながることも期待される。

### 【今年度の取組】

- 管内小学校 2 校の小学校高学年児童を対象として、エネルギー問題に係る省エネの取組並びに海洋ごみ問題に係るごみの発生抑制及び適正処理の取組について、5 つの体験活動を取り入れた環境学習会を実施した。

学校名	実施日	対象児童
潟上市立出戸小学校	11月 9日	6年生 48名
男鹿市立北陽小学校	11月 10日	5年生 2名、6年生 8名

学習会直後には児童や先生から好評価の感想をいただいたほか、1 週間ほど後に実施したアンケート調査では、95%の児童が環境学習会による初めての気づきがあったとの回答や、79%の児童が家庭で話題にしたとの回答があったことなどから、児童及びその家族への環境保全意識の啓発を図ることかできたと思われる。

## 秋田地域振興局福祉環境部 令和3年度重点事業の紹介 (地域振興局地域施策推進事業より)

### 【地域施策推進事業】

総合出先機関である地域振興局の裁量により、地域の産業振興や、課題の解決に向けて重点的に取り組む事業

### 令和3年度 of 取組(局全体方針より抜粋)

プロジェクトⅢ「県民との協働による県土の保全と豊かな環境継承プロジェクト」

#### 取組1 環境保全に関する意識啓蒙活動の展開

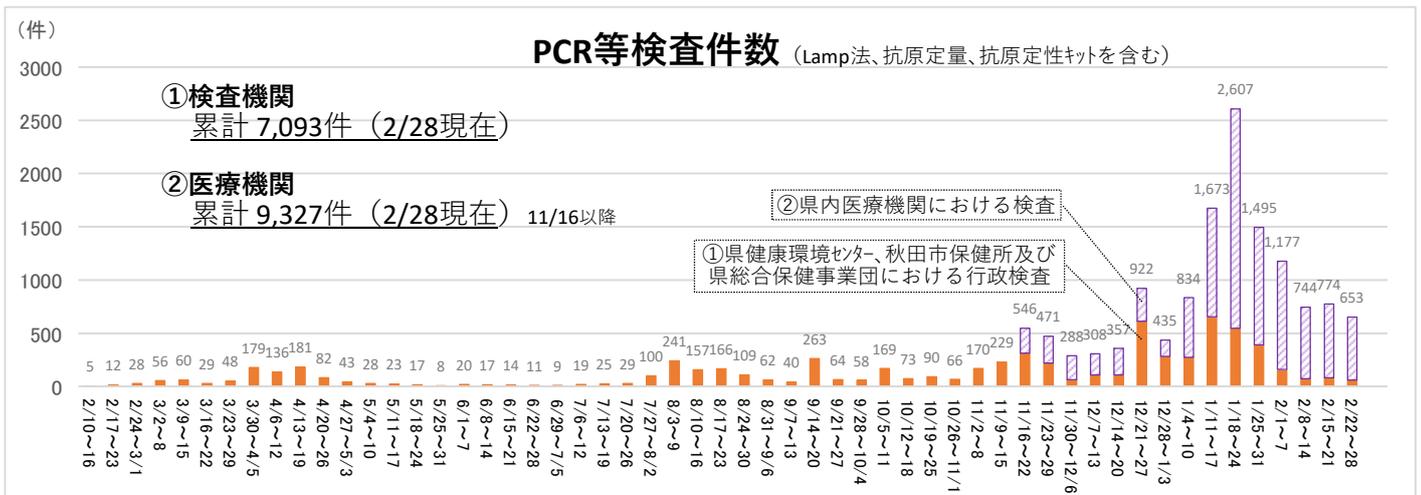
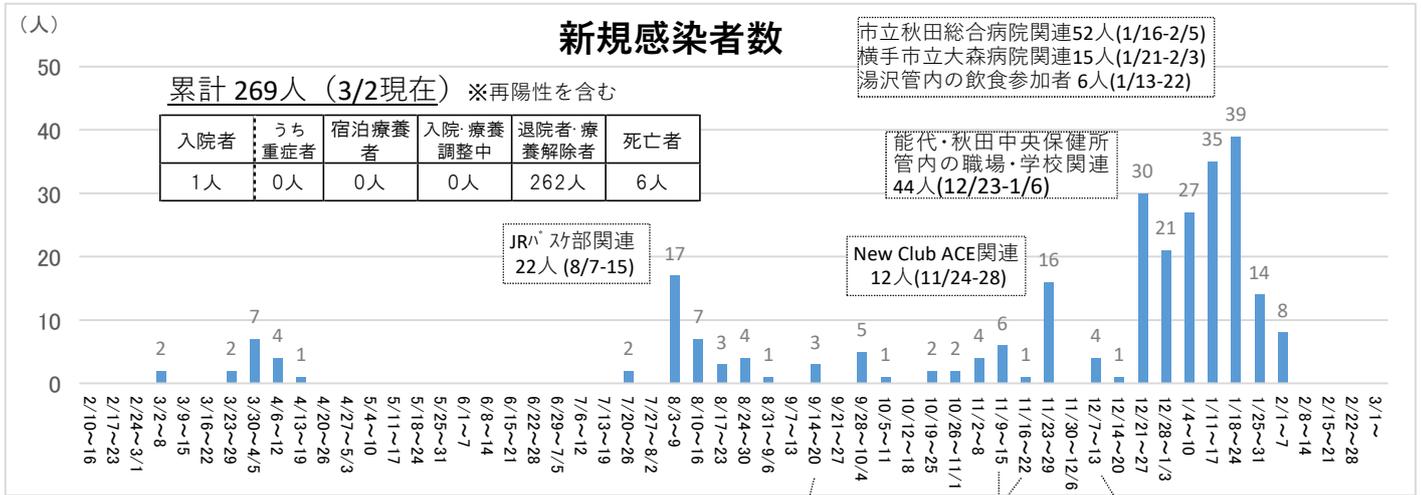
- ・小学校高学年を対象とした実験機材を用いた環境学習会の開催

#### 取組2 県民との協働による環境保全活動の展開

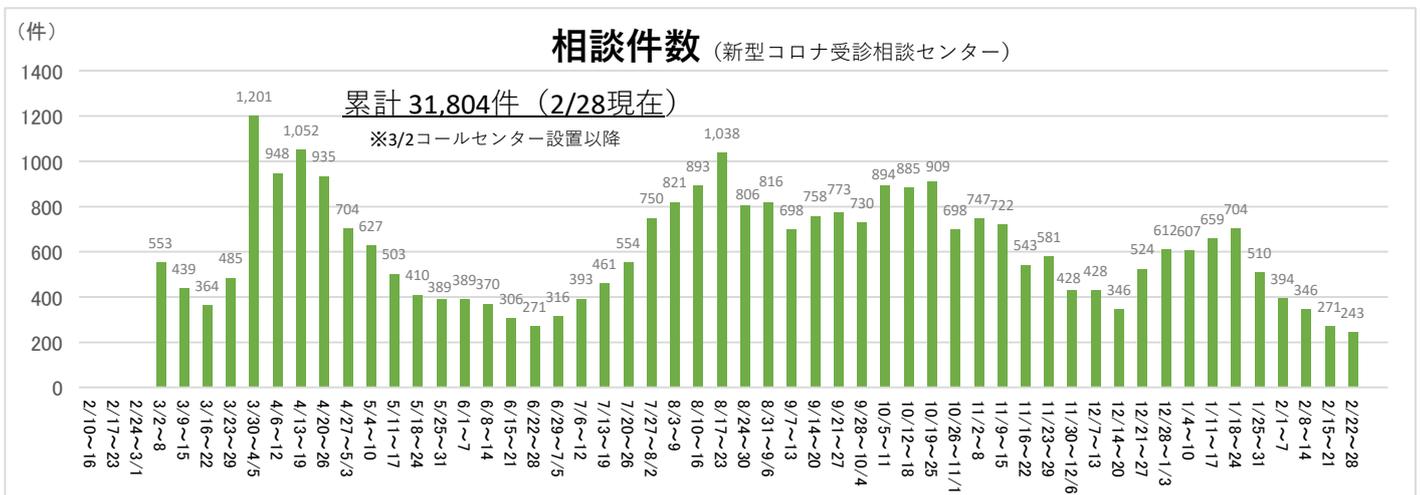
- ・地域住民との協働によるクリーンアップ活動の実施

# 新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

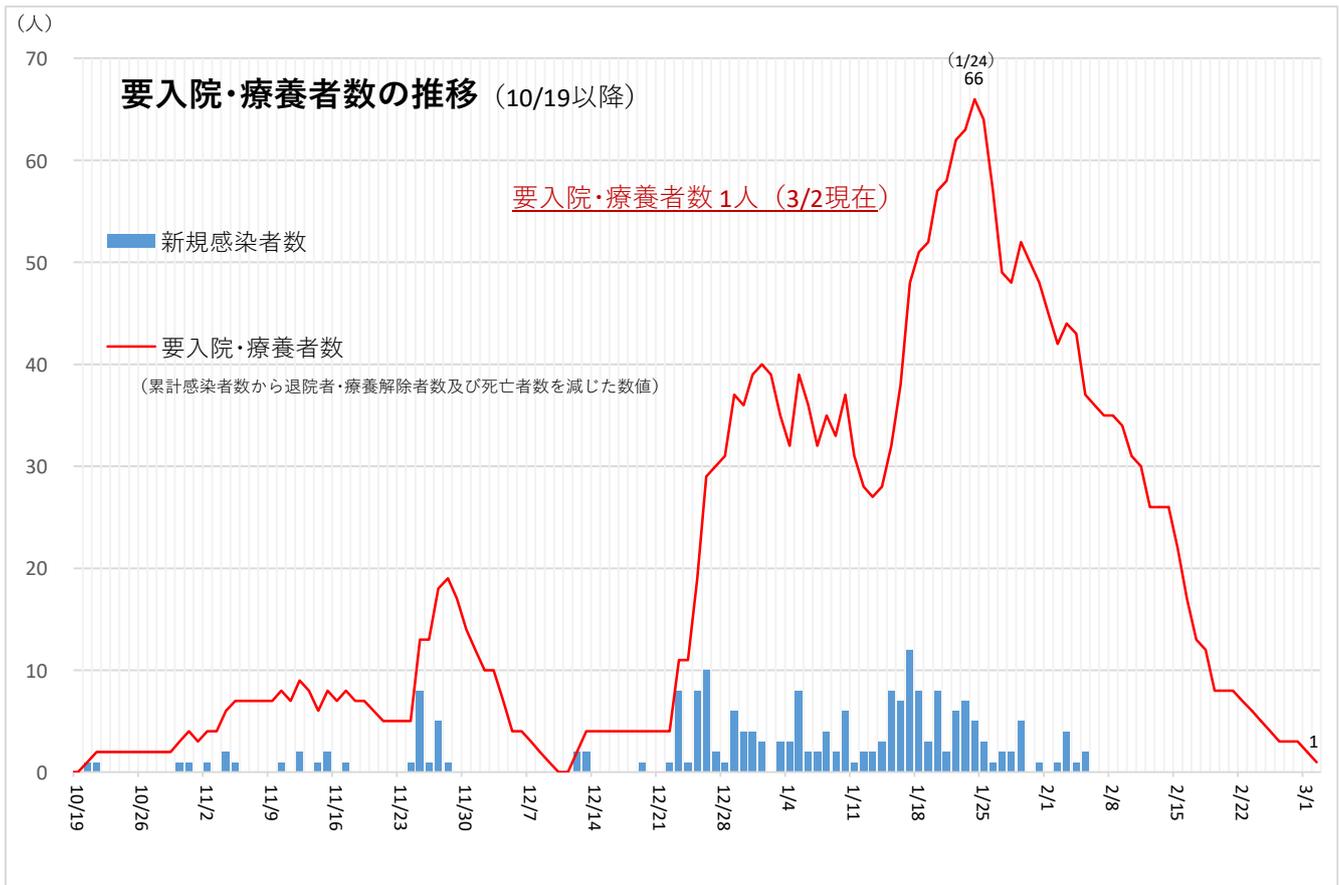
令和3年3月3日  
健康福祉部



※医療機関における検査件数は、11/16以降の検査から集計を開始。件数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) から県が集計した件数と、県医師会が集計した件数を合計した数値 (G-MIS集計分は2/28まで、県医師会集計分は1/31までの件数)



※このほか、年末年始に県医師会が秋田市民向けに臨時相談窓口を設置 (12/30~1/3)



**入院病床及び宿泊療養施設の使用状況 (3/2現在)**

(人、床・室)

入 院 病 床					宿 泊 療 養 施 設		
入院者数 (うち重症) ① (②)	現在の 確保病床数 (うち重症者用) ③ (④)	病床使用率 (重症者用 <sup>^</sup> -ス) ①/③ (②/④)	最大確保 想定病床数 (うち重症者用) ⑤ (⑥)	病床使用率 (重症者用 <sup>^</sup> -ス) ①/⑤ (②/⑥)	療養者数 ⑦	現在の 確保居室数 (収容人員数) ⑧ (⑨)	居室使用率 (収容人員 <sup>^</sup> -ス) ⑦/⑧ (⑦/⑨)
1 (0)	77 (10)	1.3% (0.0%)	229 (24)	0.4% (0.0%)	0	58 (99)	0.0% (0.0%)

**年代別 累計感染者数 (3/2現在)**

(人)

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
4	26	52	34	38	27	33	27	27	269

注) 計には、非公表1人が含まれる。

**管轄保健所別 累計感染者数 (3/2現在)**

(人)

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
10	2	46	19	122	15	12	21	22	269

## 秋田地域振興局福祉環境部 令和2年度事業の実施状況

- 福祉環境部主要事業 …… 1
- 企画福祉課 …………… 3
- 健康・予防課 …………… 10
- 環境指導課 …………… 20

## 令和2年度 福祉環境部の主要事業

### 【重点推進事項】

- 1 心身ともに健康な“健康長寿日本一”への取組
  - ボランティア育成と相談機関の連携による「心の健康づくり支援」
    - ・研修会の開催により心の健康づくりボランティアのスキルアップ
    - ・心の健康のチラシや相談機関一覧表を診療所や薬局に配置
- 2 クリーンな秋田づくり
  - 「環境」に関する体験的な学習機会の創出で環境保全意識UP
    - ・管内小学校高学年を対象に実験機材を用いた環境学習会を実施（2校）
    - ・地域住民や企業との協働によるクリーンアップ活動

### 【保健・医療・福祉】

- 1 健康づくり事業の推進
  - 第2期健康秋田21計画等の推進を図るため、関係機関と連携し健康づくりと生活習慣病対策の普及に努める。
- 2 感染症予防対策・難病対策の推進
  - 感染症の発生予防のため、正しい知識の普及啓発及び発生時における感染拡大防止に努める。
- 3 精神保健福祉施策の推進
  - 精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、精神疾患に対する正しい知識の普及や、早期発見・治療を勧める体制の整備・充実に努める。
- 4 介護保険事業の支援
  - 介護保険制度の充実に向け、介護保険事業者への指導等を行うとともに、介護保険施設や介護予防拠点の整備を支援し介護基盤の充実に努める。
- 5 生活保護の適正実施と生活困窮者に対する支援の提供
  - 要保護者に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、個別ニーズに対応した訪問活動を図る。また、生活困窮者の早期発見に努め、関係機関と連携し個々に合った支援の提供を行う。
- 6 地域の子育て支援の充実
  - 子どもが健やかに成長することができる活力にあふれた地域社会づくりを推進するため、子ども・子育て支援推進秋田周辺地区協議会の活動を支援するとともに、社会全体で子育て環境の整備を推進する
- 7 保健・医療・福祉等のサービス供給体制の充実
  - 保健・医療・福祉、衛生・生活環境に係る各種施策の総合的な推進に関する事項の協議を行い、地域の特性や実情に即したサービス供給体制の整備を図る。

## 【生活環境】

### 1 廃棄物処理施設等の監視指導

廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物処理施設等の監視指導を行う。

### 2 工場・事業場に対する立入検査及び監視指導

水質汚濁防止法、大気汚染防止法等環境法令に基づき、環境保全を目的として工場・事業場の立入検査及び監視指導を行う。

### 3 食品衛生監視指導の強化

重点監視対象施設、重点指導事項、特別監視期間を定めて効率的な監視指導を行う。

### 4 食品衛生自主管理の推進

食品営業施設における自主的な衛生管理を組織的に推進するため、食品衛生協会や食品衛生推進員の活動を支援し、H A C C Pに沿った衛生管理を導入するよう指導を行う。

## 令和2年度 企画福祉課 事業計画

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
【調整・障害者班】 企画調整	1 第3期 ふるさと秋田元気創造プラン	第3期ふるさと秋田元気創造プランの推進 「誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略」 ・施策1：健康寿命日本一への挑戦 ・施策2：心の健康づくりと自殺予防対策 ・施策3：医療ニーズに対応した医療提供体制の整備 ・施策4：高齢者や障害者等が安全・安心に暮らせる福祉の充実 ・施策5：次代を担う子どもの育成	主な取組 ・糖尿病重症化予防対策 ・認知症知識の普及啓発 ・医療・介護・福祉の連携推進 ・心の健康づくりの支援など
	2 保健医療福祉協議会	地域における保健、医療、福祉、衛生及び生活環境に関する施策の総合的な推進について協議するため、秋田地域保健医療福祉協議会及び各専門部会を開催する。（各1回）	協議会 3月書面開催予定 地域医療推進部会 中止 救急・災害医療検討部会 中止  献血推進部会 中止
広 報	1 各種情報の提供	県の公式Webサイト「美の国あきたネット」を通じて、部の事業概要や各種相談窓口等について周知を図る。	随時更新
統 計	1 人口動態統計	人口動態統計事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関わる事項）を把握し人口及び厚生行政施策の基礎資料を得る。（事象発生月の翌月25日までに県に提出）	
	2 各種報告	（1）地域保健・健康増進事業報告（5月） （2）衛生行政報告例（4月）	・地域保健・健康増進事業報告（5月） ・衛生行政報告例（4月）
	3 国民生活基礎調査	厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得るため、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査する。	令和2年度小規模調査対象地区なし
	4 出生動向基本調査 (国立社会保障・人口問題研究所)	新たな世代の結婚・出生行動、意識を詳細かつ正確に把握し、関連諸施策を立案・策定するための基本調査。	なし

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
学 生 実 習	1 医学生実習	・秋田大学医学部 9月	なし ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実習受入なし
	2 保健師養成課程実習	保健師養成課程 ・秋田看護福祉大学看護科 4名（5月） ・秋田大学医学部保健学科 4名（7月） ・日本赤十字秋田看護大学 6名（8月）	なし ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実習受入なし
	3 管理栄養士養成課程実習	管理栄養士養成課程 ・仙台白百合女子大学 1名（8月）	なし ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実習受入なし
	4 社会福祉系学生実習	・社会福祉主事等学生 未定	なし
	5 インターンシップ	・秋田県インターンシップ事業による学生受け入れ 未定	なし
高 齢 者 福 祉・ 介 護 保 険	1 施設の許認可、実地指導等	介護保険法や老人福祉法に基づく施設開設の許認可や施設の実地指導等を通じて、介護保険サービスの基盤拡充や質の強化を図る。  ・実地指導 介護老人福祉施設 数施設 介護老人保健施設 数施設	・実地指導 介護老人福祉施設5施設 介護老人保健施設0施設
	2 敬老祝い品進呈事業	・老人の日記念百歳の高齢者に対する祝い状及び記念品贈呈（国事業） 老人の日の記念行事として今年度中に百歳を迎える高齢者に対して内閣総理大臣から祝い状及び記念品を贈呈し長寿を祝う。（9月）	贈呈対象者 42名 （9月）
医療・介護・福祉連携	1 市町村の取組支援	・地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の取組を支援する。 市町村協議会・研修会等への出席（随時）	

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
社会福祉法人	1 運営等に関する助言・指導	<p>所管の社会福祉法人（14法人）について、適正な法人運営と社会福祉事業の円滑な経営を確保するため、定款変更の認可や指導監査を通じて、必要な助言・指導を行う。</p> <p>・社会福祉施設（本庁と共同実施）及び社会福祉協議会への指導監査の実施</p>	<p>・指導監査 社会福祉施設 3施設 社会福祉協議会 1法人</p>
バリアフリー社会の形成	1 人に優しいまちづくりの推進	<p>・バリアフリー条例適合施設の認定（通年） ・障害者等用駐車区画利用者証の申請受付（通年）</p>	<p>適合証交付 2施設 申請受付 47件</p>
障害児者福祉	1 障害者総合支援法に基づく事務・事業の円滑な推進等	<p>(1) 障害福祉関係事務指導監査等実施要綱に基づき、管内町村に対し障害者総合支援給付支給事務等に係る指導監査を実施する。</p> <p>(2) 管内市町村の依頼により手話通訳員の調整並びに手話通訳員の派遣を行う。また、広域的派遣など秋田県が実施する意思疎通支援について、依頼により手話通訳員を派遣する。</p> <p>(3) 障害者社会参加総合推進事業 精神保健福祉に関し、地域住民の理解を深めながら、障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活し、また、社会参加を通じて生活の質の向上を図ることができるよう、以下の事業を実施する。</p> <p>①障害者に対する正しい知識の普及啓発事業 ・当事者やその支援者等に対する学習会の開催 ・街頭キャンペーン等における精神相談日周知のためのポケットティッシュの配布 ・関連会議における精神相談日周知のためのリーフレットの配布 ・市町村に精神相談日の広報への掲載を依頼</p> <p>②レクリエーション教室事業</p> <p>(4) 精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業 精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための調整業務を行うことを目的とし、「秋田周辺精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を開催する。 委員 15名 協議会の開催 年1回</p> <p>(5) 県民向け手話教室 県民の聴覚障害に対する理解を深めるとともに、手話の普及啓発を図るため、手話に親しみ、簡単な手話を学ぶ手話教室を開催する。 ・一般県民向け手話教室 R3予定回数：未定（障害福祉課において検討中） ・小学生向け手話教室 R3予定学校数：未定（障害福祉課において検討中）</p>	<p>・指導監査 五城目町 2.10.22 大湯村 2.10.20</p> <p>・手話通訳件数 延べ 161件 ・相談件数 延べ 34件 ・会議、打合せ 延べ 6件</p> <p>・R2.4～R3.3 (リーフレット、ポケットティッシュ等啓発資材を配布)</p> <p>・アンケート調査(1月) (次年度以降の希望確認)</p> <p>・協議会 9.5</p> <p>・一般県民向け手話教室 八郎潟町立図書館多目的ルーム(R2.10.11) 22名 秋田県心身障害者総合福祉センター3階 会議室A・B (R2.11.29) 16名</p> <p>・小学生向け手話教室 飯島南小(R2.7.14) 58人 下新城小(R2.7.20) 16人 高清水小(R2.7.28) 50人 飯島小(R2.9.10) 76人 寺内小(R2.9.28) 56人 土崎南小(R2.11.20) 47人</p>

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
精 神 保 健 福 祉	1 精神保健福祉相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医による精神相談 老人精神保健やアルコール・思春期関連や心の健康づくりなどの問題で悩んでいる当事者やその家族に対し、精神科医が相談・助言を行う。</li> </ul> <p>日時 毎月第2、第4水曜日 午後1時30分から午後3時まで 場所 秋田中央保健所 担当 猪股 良之 医師</p> <p>日時 毎月第3火曜日 午後1時30分から午後3時まで 場所 男鹿市保健福祉センター 担当 稲庭 千弥子 医師</p>	精神相談開設日数 16日 ・所内10回、所外6回 ・相談延人員 44名 相談内訳 心の健康づくり 19 社会復帰 2 依存症関連 1 思春期関連 1 その他 5
	2 啓発普及等	事項名「障害児者福祉」事業名「障害者総合支援法に基づく事務・事業の円滑な推進等」 内容「(3) 障害者社会参加総合推進事業」参照。	
	3 精神障害者地域生活支援 広域調整会議等事業	事項名「障害児者福祉」事業名「障害者総合支援法に基づく事務・事業の円滑な推進等」 内容「(4) 精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業」参照。	R3.2書面会議(委員17名)
	4 組織育成等	障害者地域活動支援センターへの支援 特定非営利活動法人「よつば」のケース検討会への参加 日時 毎月第2木曜日、午後3時から午後4時 場所 特定非営利活動法人「よつば」 参加者 嘱託医(杉山和 医師)、指導員、保健所職員	参加回数 3回
	5 精神保健福祉事務	障害者総合支援法、精神保健福祉法に基づき、関係機関と連携を図りながら適正な事務処理を進める。 また、市町村における精神保健業務が適正に実施されるよう支援・協力する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療(精神通院医療)の申請受理・支給認定</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の申請受理・交付</li> <li>・医療保護入院届・定期病状報告、その他精神保健福祉法に基づく届出・報告受理</li> <li>・精神障害者台帳管理</li> <li>・保護申請や通報対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援受給者証支給認定件数 5,082件 (うち秋田市分 4,129件)</li> <li>・手帳交付件数 1,468件 (うち秋田市分 1,238件)</li> <li>・通報受理件数 72件 (うち秋田市保健所受理 40件)</li> <li>要措置 36件</li> </ul>
	6 精神科救急医療体制整備事業	秋田県精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づき、秋田周辺精神科救急医療圏における精神科救急医療体制等について協議する。	地域連絡調整会議 R2.9.14(委員23名)

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
各種手当・医療給付	1 各種手当等事務の適正処理	<p>(1) 心身障害者扶養共済 (※対象：秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者扶養共済の申請受理</li> <li>・年金の支給</li> <li>・弔慰金、脱退一時金の支給</li> <li>・掛金の徴収</li> <li>・受給者の現況調査</li> <li>・加入者の現況調査</li> <li>・加入者の減免調査</li> <li>・掛金払い込み証明書の発行</li> <li>・台帳管理</li> <li>・未収金管理 など</li> </ul> <p>(2) 特別障害者等手当 (※対象：南秋田郡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者等手当申請受理・障害調査・認定・交付</li> <li>・手当の支給 (5月、8月、11月、2月)</li> <li>・厚生労働省報告第25表 (毎月25日まで)</li> <li>・所得調査</li> <li>・台帳管理</li> <li>・未収金管理 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者 129人</li> <li>・加入者 96人</li> <li>・受給資格者(支給停止者含)</li> <li>障害児福祉手当 4人</li> <li>特別障害者手当 25人</li> <li>経過的福祉手当 1人</li> <li>計 30人</li> </ul>

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
【児童・生活保護班】 児童福祉・健全育成	1 要援護者に対する処遇の充実	(1) 地域、学校をはじめとする関係機関との連携により、要援護ケースの早期発見に努め、処遇の充実を図る。  (2) 市町村要保護児童対策協議会への参加等により、要援護ケースの早期発見並びに処遇の充実を図る。  (3) 家庭児童相談室の運営強化を図る。	・巡回児童相談 潟上市・南秋田郡地区 2回  ・相談件数 15件
子 育 て 支 援	1 子育て支援の充実	子どもが健やかに成長することができる活力にあふれた地域社会づくりを推進するため、協議会の活動を支援するとともに、社会全体で子育て環境の整備を推進する。 (1) 子ども・子育て支援に関する意識の醸成・啓発 (2) 職場、地域社会における子育て環境の整備 (3) 役員会・協議会の開催	・協議会等 1回 ・講演会 「仕事に生かす私事術」 R3.1.22 10人
母子父子寡婦福祉	1 要援護者に対する処遇の充実	地域や関連機関との連携により、要援護ケースの早期発見に努め、処遇の充実を図る。	・母子世帯数(南秋田郡内) 150世帯 ・父子世帯数(南秋田郡内) 30世帯 《R2年8月調査》 ・相談件数延べ 76件 (うち由利 68件) ・家庭訪問件数 88件 (うち由利 20件)
	2 母子父子寡婦資金の貸付 ・償還指導	(1) 母子父子寡婦家庭の自立と生活意欲の助長を図るため、各種資金の活用を促進する。 ・貸し付け審査会の開催 : 随時  (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化を図る。 ・電話や訪問での償還指導の強化(母子・父子自立支援員等による償還困難者の生活費等の収支状況を把握し、無理のない返済方法を指導していく。) ・保証人への対応を強化するとともに、適時、未納者対策会議を開催し、償還指導方針を検討する。	・新規貸付(母子 9件) (父子 0件) (寡婦 0件) ・未納者数 150人
女 性 保 護	1 要援護者に対する処遇の充実	地域や関連機関との強力な連携のもと、要援護女子の早期発見に努め、処遇の充実を図る。	・相談件数 224件 (うち由利地域 183件)

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
各種手当・医療給付	1 各種手当等事務の適正処理	<p>(1) 児童扶養手当 (※対象は南秋田郡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当申請受理・認定・交付</li> <li>・台帳管理</li> <li>・手当支給</li> <li>・定期報告</li> <li>・現況届</li> </ul> <p>(2) 特別児童扶養手当 (※対象は秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡、由利本荘市、にかほ市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当申請受理・認定・交付</li> <li>・台帳管理</li> <li>・手当支給</li> <li>・定期報告</li> <li>・所得状況届</li> </ul>	<p>・受給資格者 126人</p> <p>・受給資格者 1,184人</p>
生活保護	1 要保護者への対応の充実	<p>(1) 要保護者を早期に発見し、懇切丁寧な相談と支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 民生児童委員協議会、社会福祉協議会、医療機関、法テラス等々の関係機関と連携し、生活に困窮している方を発見したら、情報を速やかに提供していただき、早期に懇切丁寧な生活相談を実施する。</li> <li>② 町村と連携し、生活保護制度の周知に努める。</li> <li>③ 訪問活動等により生活状況を把握し、被保護者が健康で文化的な生活を維持できるよう必要な支援を行う。</li> </ol>	<p>保護状況</p> <p>被保護世帯 219世帯</p> <p>被保護人員 271人</p> <p>保護率 11.9%</p> <p>(出典：福祉行政報告例)</p>
	2 生活保護の適正実施を推進	<p>(1) 保護の適正実施を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保護者の収入状況を客観的に把握するため、市町村税務担当課の協力を得て課税調査を実施する。</li> <li>② レセプト点検等を実施し、被保護者の適正な受診を指導する。</li> <li>③ 扶養義務者に対し照会を実施し、余裕がありそうな場合は被保護者への援助を求める。</li> </ol> <p>(2) 被保護者の自立支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就労可能な被保護者に対しては、ハローワークと連携し、就労開始に向け必要な支援を行う。</li> <li>② 一定の評価額以上の宅地を保有して保護が開始された者に対しては、要保護世帯向け長期生活支援資金の借入手続きを指導して自立支援を行う。</li> <li>③ 母子世帯に対しても個別支援プログラムを整備し、秋田職業安定所及び部内の関係職員との連携により、具体的な就労支援を行う。</li> </ol>	<p>・課税調査 R2年8月実施</p> <p>・生活保護受給者等就労自立促進事業対象者(延べ人数)</p> <p>生活保護 6人</p> <p>児童扶養手当 2人</p> <p>生活困窮者 1人</p>
生活困窮者支援	1 生活困窮者に対する処遇の充実	<p>(1) 地域や関連機関と携し、生活困窮者の早期発見・自立支援に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々にあったプランを作成し必要な支援の提供を行う。</li> <li>③ 離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の給付金(有期)を支給する。</li> </ol>	<p>・相談件数 28人</p> <p>(延べ件数 120件)</p>

## 令和2年度 健康・予防課 事業計画

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
健康づくり・ 生活習慣病予防	1 地域・職域連携推進事業	<p>地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、在住者や在勤者の違いによらず、地域の実情をふまえた、より効果的・効率的な保健事業を展開し、もって、住民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目的とする。</p> <p>(1)秋田周辺地区地域・職域連携推進協議会 (2)地域課題研修会</p>	※ 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
	2 心の健康づくり・自殺予防対策事業	<p>地域住民の心の健康づくり・自殺予防対策を推進するため、関係機関等との連携を図りながら、正しい知識の普及啓発や心の健康づくりを担う人材の養成及び地域での実践活動への支援を行う。</p> <p>(1)心の健康づくりボランティアの養成及び活動の支援 ・メンタルヘルスサポーターへの心の健康づくり活動推進資材配布 (2)普及・啓発事業 ・ころはれはれ通信の発行および配布 ・出前講座等 ・ふきのとうホットライン(県内相談機関の一覧)の配布(医療機関、薬局、市町村) ・普及・啓発資材の提供 (3)市町村支援 ・市町村心の健康づくり・自殺予防担当者会議の開催 ・市町村メンタルヘルスサポーター地域懇談会への参加 ・市町村自殺対策計画策定(評価)委員会への参画</p>	<p>(1)メンタルヘルスサポーター活動の支援 ・心の健康づくり活動推進資材配布 1回(350部) (2)普及・啓発事業 ・ころはれはれ通信の発行 1回 市町村に提供及び関係機関(薬局、介護施設)100か所に配布 ・ゲートキーパー養成講座等の講師派遣 5回 ・ふきのとうホットラインの配布(医療機関、薬局) 103か所 ・啓発資材の提供 (3)市町村支援 ・市町村心の健康づくり・自殺予防担当者会議 1回 8人 ・メンタルヘルスサポーター地域懇談会への参加 1回(大潟村) ・市町村自殺対策計画策定(評価)委員会への参画 2か所参加予定(潟上市、五城目町)</p>
	3 糖尿病重症化予防対策	<p>地域糖尿病重症化予防対策推進会議の開催 1回</p> <p>市町村(保険者)が実施する糖尿病重症化予防対策について、地域の医師会等と協議・連携して、評価や新たな対策を検討するための会議を開催する。</p>	<p>地域糖尿病重症化予防対策推進会議(書面会議) 協議期間:令和3年1月29日～2月10日 出席者:管内市町村(男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村) 担当 男鹿潟上南秋医師会長ほか医師4名 秋田県糖尿病対策推進会議 医師1名 男鹿・潟上・南秋田歯科医師会 歯科医1名 秋田県薬剤師会秋田中央支部 薬剤師1名 福祉環境部</p>

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
健康づくり・生活習慣病予防	4 受動喫煙等対策事業	<p>たばこは肺がんを始め多くの疾患の危険因子であることから、県民の健康の維持増進を図るために、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発等、たばこ対策を行う。</p> <p>(1)受動喫煙対策の実施 啓発用資材の配布による禁煙週間及び受動喫煙防止の呼びかけ</p> <p>(2)禁煙支援事業の実施</p> <p>(3)「喫煙可能(店)」を設置した店舗の届け出</p> <p>(4)秋田県受動喫煙防止条例違反施設への立入検査及び指導</p>	<p>(1)受動喫煙防止啓発用資材の配布 随時 以下の事業で受動喫煙防止啓発(講話及び啓発資料配付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年 6月30日 食品衛生責任者講習会</li> <li>・令和2年11月26日 食品衛生責任者講習会</li> </ul> <p>(2)管内事業所に対する、禁煙対策支援</p> <p>(3)届出 27件</p> <p>(4)指導 1件</p>
栄養改善事業	1 食生活改善推進員の育成	<p>地域における食生活改善を推進するための地区組織(秋田周辺地域食生活改善推進協議会)活動の支援</p> <p>(1)秋田周辺地域食生活改善推進協議会 理事会・総会・研修会 総会・研修会</p> <p>(2)秋田県食生活改善推進協議会</p>	<p>(1)理事会兼総会 令和2年6月24日(水) 理事・市町村担当・福祉環境部13人</p> <p>(2)リーダー研修会兼自主研修会 開催日 令和2年10月22日(木) 男鹿市総合体育館 47名参加 内 容 運動による健康づくり 講師:男鹿市総合型スポーツクラブ 進藤 昭子氏</p> <p>・令和2年度9月に予定されていた「全国食生活改善大会」は令和3年度に延期。</p>
	2 栄養改善推進保健所研修会	<p>(1)栄養改善推進保健所研修会 保健所及び市町村の地域活動に携わる栄養士の資質の向上と円滑な業務の推進を図るため、由利本荘保健所と合同で研修会を開催する。 開催 年1回 対象者 秋田中央保健所、由利本荘保健所管内行政栄養士、在宅栄養士</p> <p>(2)「地域の人材育成のための食生活改善講座」 地域の実情に応じて、食の地域の案内役を育成することにより、望ましい食習慣の普及定着を図る。 対象:地域や家庭等で、食生活改善の案内役となることが期待できる者(食生活改善推進員を除く)</p>	<p>(1)栄養改善推進保健所研修会 令和2年10月2日 秋田地方総合庁舎 会議室 行政・在宅栄養士 12名参加 講話「食品表示の見方について」生活センター専門員 講話「栄養成分表示の活用について」由利本荘保健所栄養士 情報交換「新型コロナウイルス感染症に対応した栄養業務の進め方について」 アンケート調査を秋田中央・由利本荘保健所管内8市町村に実施</p> <p>(2)地域の人材育成のための食生活改善講座 令和2年11月26日(木)トレイクかたがみ調理室 南秋湯上調理師会会員 8名 講話「減塩と野菜摂取の必要性について」 講師 秋田県栄養士会 保坂正子氏 実習「簡易的な塩味味覚チェック、ダシの塩分測定等」 健康・予防課 意見交換「減塩方法について」</p>

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
栄養改善事業	3 特定給食施設指導	健康増進法に基づき、特定かつ多数人に対して継続的に食事を提供する給食施設に対して、適切な栄養管理を行わせる観点から必要な指導および助言を行い、給食の質の向上を図るとともに、喫食者に対する給食を通じた健康づくりを推進する。 (1)個別巡回指導 巡回時期 6月～12月 指導者 栄養指導員・食品衛生監視員  ・特定給食施設従事者研修会 開催 年1回 内容 栄養報告書について 等	・個別巡回指導は中止  ・研修会 令和2年9月17日(木) 対象を老人福祉施設、介護老人福祉施設給食従事者に限定 参加者数:5名 講話「栄養管理の基本について」 講師 聖霊女子短期大学 講師 伊藤雅子氏 講話「食品衛生について」環境指導課 情報提供「栄養報告書からみた状況について」健康・予防課
	4 食の環境整備事業(健康づくり応援店等)	飲食店等での健康に配慮した食事メニューの提供や禁煙・分煙実施店舗拡大のための啓発  登録店の認定 ・新規応援店の認定 随時 ・既登録店の確認指導	・登録店の巡回 3店 ・更新 2店
	5 食品表示法に係わる栄養成分表示の指導と健康増進法に係わる虚偽誇大広告等の指導	助言・指導:随時  食品表示合同監視:年1回 誇大広告の禁止等  栄養成分表示の助言	食品表示合同調査(県民生活課、食品衛生班) 令和2年11月17日 4ヶ所 健康増進法第31条第1項の違反が疑われたもの 1件 食品表示法(栄養成分表示)の違反がわれたもの 9件 ・表示の相談 3件
	6 県民健康・栄養調査	県民の健康寿命延伸のため、子供とその保護者での食習慣及び意識や環境を調査し、健康づくり及び生活習慣病予防を進める施策の企画立案に関する基礎資料と評価指標のベースラインを得る。 対象:小学6年生とその保護者(全県25市町村71校) アンケート調査、学校給食のみそ汁塩分調査等	・アンケート調査回答:管内11校 (男鹿市3校、潟上市4校、五城目町1校、八郎潟町1校、井川町1校、大潟村1校) 給食のみそ汁塩分測定:令和2年10月～12月 11校 (11校×3日分)
	7 食育推進事業	関係者が連携して食育推進運動を進めることにより、県民の健全な食生活の実現を図る。  (1)管内市町村計画の進捗状況確認 (2)食育ボランティア数の確認 (3)国の制度や方向性についての情報交換	(3)食育地域ネットワーク担当者会議の開催 2月に書面開催
	8 栄養士・調理師免許関係事務	(1) 栄養士免許関係 (2) 調理師免許関係 (3) 管理栄養士免許関係 (4) 調理師試験関係 (5) 調理師就業届出(隔年)	(1)栄養士免許新規申請 10件、書換 34件、再交付 12件 (2)調理師免許新規申請 46件、書換 15件、再交付 22件 (3)管理栄養士免許新規申請 3件、書換 1件、再交付 0件 (4)調理師試験願書受付 75件 (5)調理師就業届出受付 185件

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
歯科保健	1 歯科保健対策事業	<p>(1) 歯科保健普及啓発事業</p> <p>① 親子よい歯のコンクール 地区審査会</p> <p>② 8020いい歯の表彰 地区審査会</p> <p>(2) 地域歯科保健課題解決推進事業 地域の实情に応じた歯科口腔保健に関する研修会等を開催し、県民の歯や口腔及び全身の健康の維持増進を図る。</p> <p>(3) 健口づくり連携推進研修会 高齢者の口腔機能を維持し、健康寿命の延伸に資するため、医療及び介護職へのケアの知識の普及及び関係職種間の連携に向けた取り組みを促進する。</p>	<p>(1) 歯科保健対策事業</p> <p>① 親子よい歯のコンクール 地区審査会 新型コロナウイルス感染症予防のため中止。 対象の26組を県健康づくり推進課に推薦。</p> <p>② 8020いい歯の表彰 地区審査会 新型コロナウイルス感染症予防のため中止。</p> <p>(2)、(3) 新型コロナウイルス感染症予防のため中止。</p>
母子保健	1 母子保健連絡調整会議	(1) 母子保健担当者会議 市町村が母子保健事業を推進するため、管内の健康課題を把握・共有し、地域特性に応じた必要な支援等を行う	(1) 管内母子保健担当者会議の開催 1回 令和3年2月3日実施「子育て世代包括支援センターについて」
	2 医療給付・助成等	<p>(1) 特定不妊治療費助成事業 ※事業の拡充(R3.1.1以降に終了した治療を対象)①所得制限の撤廃 ②助成額1回上限30万 (C・F治療は10万円)③助成回数:1子ごと 国6回 県3回 ④対象年齢変更せず。</p> <p>(2) 妊娠中毒症等療養援護費支給事務</p>	<p>(1) 給付件数 10件</p> <p>(2) 支給件数 0件</p>
	3 受胎調節実施指導員申請事務	・受胎調節実地指導員の指定等に関する事務(母体保護法施行令) 指定証・標識交付等の申請受付、進達	・受胎調節実地指導員の指定に関する申請 0件
感染症対策	1 新型コロナウイルス感染症対策	<p>1. 患者発生時の積極的疫学調査等と療養支援</p> <p>(1) 感染者発生動向等の管理 ・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)を活用した感染症発生動向調査</p> <p>(2) 感染者発生時の積極的疫学調査(感染症法15条)</p> <p>(3) 接触者に対する健康診断勧告・通知(感染症法17条)</p> <p>(4) 感染者に対する就業制限通知(感染症法18条)</p> <p>(5) 要入院者に対する入院勧告(感染症法19条・20条)</p> <p>2. 検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染した恐れがある者に対する健康フォローアップの実施</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症に係る相談</p> <p>4. 新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防及び拡散防止のための研修会の開催</p>	<p>1 新型コロナウイルス患者(感染者)への対応</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染者 19名(R3.1月末現在)</p> <p>(2) 積極的疫学調査 19件</p> <p>(3) 健康診断勧告 239件(行政検査件数 349件)</p> <p>(4) 就業制限通知 19名</p> <p>(5) 入院勧告 8名、・宿泊療養者 11名</p> <p>2 健康フォローアップ実施件数 8件</p> <p>3 相談件数 967件</p> <p>4 研修会の開催状況 ・R2.11.24 参加者27名 自動車運転代行業者集団指導講習会 ・R2.11.26 参加者60名 食品衛生責任者養成講習会</p>

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
感染症対策	2 結核対策 (1) 予防思想の普及	結核予防意識の向上及び結核患者に対する適正な医療と患者管理の徹底を図る。 (1) 結核予防週間(9月24日～30日)における啓発 (2) 健康教育	(1)ポスター掲示 (2)新型コロナ対応業務が優先されたため実施せず
	(2) 結核患者管理	(1)登録管理 ①届出患者の訪問指導 ②結核回復者の精密検査及び定期病状調査事業による状況把握 (2)服薬支援事業 ①結核治療患者等に服薬支援の実施(訪問指導、来所・電話相談等) ②DOTSカンファレンスへの参加 (3)結核発生動向調査 ・月報(翌月の指定日) ・年報(翌年1月の指定日) (4)定期外健康診断(登録患者・接触者) (5)感染症診査協議会結核部会(毎月第2水曜日) ・就労制限、入院勧告、医療費公費負担申請の医療内容の適否について協議(保健所長の諮問機関)	(1)令和2年結核登録患者の状況(※年末時点) ・新登録者 4人(ほか 潜在性結核 2人) ・転入 0人 ・死亡(結核外) 2人 ・転出 2人 ・年末現在登録者 11人(ほか 潜在性結核 8人)  (2)服薬支援事業 ①服薬確認(DOTS) 132件(延) (内訳:訪問48件、電話連絡75件、来所9件) ②DOTSカンファレンスの参加 13回  (4)定期外健康診断 登録患者の精密検査 33件(延) 接触者健康診断 221件(延)(家族12件・その他209件)  (5)感染症診査協議会結核部会 13回 (うち緊急部会 3回) [就業制限]18条 3件 [入院勧告]19条 3件 20条第1項 3件 承認 3件 20条第4項 13件 承認 13件 [医療費公費負担] 37条の2(一般) 申請13件 承認13件
	(3) 組織育成	結核予防婦人会活動の支援 ・秋田周辺地区結核予防婦人会連合会関係事務(理事会・総会・研修会等)	秋田周辺地区結核予防婦人会連合会活動 ・会員数 1,932名 (秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡4町村) ・理事会、総会 書面会議 ・研修会 中止

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
感染症対策	3 その他感染症対策	<p>(1)感染拡大防止対策  ①感染症発生届による積極的疫学調査、二次感染防止指導  ②社会福祉施設等の集団発生報告による積極的疫学調査、二次感染防止指導(社会福祉施設等)</p> <p>(2)ウイルス性肝炎対策  ①ウイルス性肝炎相談・検査事業 毎月第3月曜日午後・第4月曜日夜間(予約制)  ②肝炎治療特別推進事業(肝炎治療費助成費等)  ③秋田県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業(初回精密検査・定期検査費用一部助成等)  ④秋田県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業(がん入院治療費の一部助成)(H30.12.1実施)</p> <p>(3)エイズ・性感染症対策  ①エイズ予防知識の啓発普及事業  * 6月1日～6月7日のHIV検査普及週間における啓発  * 12月1日の世界エイズデーに併せたキャンペーン  * 健康教育  ②エイズ相談及び性感染症個別相談・検査事業  * 日中 年間12回(第3月曜日10:00～11:00 予約制)  * 夜間 年間12回(第4月曜日17:30～18:30 予約制)</p>	<p>(1)【感染症まん延防止活動】  ①感染症発生届出件数 5件  ②集団発生報告 なし</p> <p>(2)ウイルス性肝炎対策  ①HBs抗原検査 7件 HCV抗体検査 7件  ②肝炎治療受給者証交付10件(C型:10件 再掲新規10件)  (B型: 新規0件 ※自動更新61件)  ③初回精密検査費用助成 0件  定期検査助成 6件  ④参加証交付:3件 (新規:0件 自動更新3件)</p> <p>(3)エイズ・性感染症対策  ①管内市町村への普及啓発資材の配布  ②エイズ相談及び性感染症個別相談・検査  相談 12件(検査・電話含む)  HIV抗体迅速検査 8件  性感染症検査 8件</p>
	4 感染症発生動向調査	①全数報告 管内全医療機関 ②定点報告 4医療機関 週報(インフルエンザ、小児科) 月報(性感染症)	
難病対策	1 医療費助成事業	(1)特定医療費(指定難病)医療費助成事業 (2)先天性血液凝固因子障害治療研究事業 (3)小児慢性特定疾病医療費助成事業	(1)交付件数: 新規59件、更新673件、転入3件、 (2)交付件数: 更新3件 (3)交付件数: 新規6件、更新83件

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
難病対策	2. 難病患者地域支援対策推進事業	<p>保健所を中心とし、地域医療機関、関係機関と連携し、きめ細やかな支援が必要な在宅患者に対する適切な療養支援を行う。</p> <p>(1)在宅療養支援計画策定・評価事業 要支援難病患者に対して個別の支援計画を策定し、各種サービスの適切な提供に資する。</p> <p>(2)訪問相談事業</p> <p>(3)医療相談事業 患者及び家族に対し学習・相談・交流会を開催する。</p> <p>(4)管内の患者会の育成支援を行う。</p> <p>(5)在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 在宅で人工呼吸器を使用する患者に対し、診療報酬で定める回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。(現在1名の在宅呼吸器患者がいるが、現在一日1回の訪問看護で落ち着いているため該当無し。対象：訪問看護1日3回以上の4回目以上。)</p>	<p>今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集会は中止とした。</p> <p>(1)在宅療養支援策定・評価事業 対象 1件</p> <p>(2)指定難病訪問実人員 0人</p> <p>(3)難病患者家族の学習・交流会 0回 集会は中止とし、新型コロナウイルス感染症予防のリーフレット作成、配布 ①対象：パーキンソン病 96名</p> <p>(4)患者会支援(すみれの会：パーキンソン病) 0回</p> <p>(5)在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業制度利用者 0人(H29年度以降0人)</p>
骨髄バンク	骨髄提供者登録事業	<p>保健所内に骨髄提供者登録窓口を開設し、骨髄提供希望者の確保を図る。</p> <p>1)第3月曜日</p> <p>2)集団登録事業 街頭献血キャンペーンと同時開催</p>	2)令和2年8月23日実施 登録人数 4人
原爆被爆者対策	1 健康管理	<p>&lt;健康診断&gt; * 転入者のあった場合等必要時適切に行う。 被爆者の健康管理の一環として健康診断を実施する。 対象：被爆者手帳被交付者 0人(H30.3月に対象者死亡のため今年度予定無し。)</p> <p>① 実施回数 2回(定期)</p> <p>② 実施場所 委託医療機関</p> <p>③ 実施方法 委託契約条項による(一般検査、精密検査)</p>	被爆者手帳交付者 0人(対象なしのため健診なし。)
	2 各種手当の支給	<p>&lt;各種手当の支給&gt; * 転入者のあった場合等必要時適切に行う。 原子爆弾の障害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある被爆者に対し、その状況に応じた各種手当の支給 ・原爆医療費の支給 対象者 0人(H30.3月に対象者死亡のため今年度予定無し。)</p>	・対象者 0件
医 務	1 医務関係許認可等	<p>(1)病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の開設許可及び変更等届出の受理</p> <p>(2)医療法人の設立・定款変更認可等の受理</p>	<p>受理件数 71件</p> <p>受理件数 61件</p>

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
医 務	2 病院・診療所立入検査	重点指導事項 ① 安全管理のための体制の確保等 ② 院内感染防止対策 ③ 医薬品の安全管理体制について ④ 医療機器に係る安全使用のための体制について ⑤ 医療従事者の充足状況 ⑥ 管理運営体制の把握 ⑦ 診療放射線の安全管理対策の徹底 ⑧ 病院に関する広告 ⑨ 防火・防災対策 ⑩ 医療廃棄物の適正処理 ⑪ 個人情報保護法への医療機関の対応	実施施設数 4施設（自主検査）  病院 湖東厚生病院 杉山病院 藤原記念病院 男鹿みなと市民病院
	3 医療従事者免許申請	医療従事者の免許申請、籍訂正申請等の受理等	受理件数 24件
	4 地域医療構想策定事業	医療機能ごとの医療需要に対する医療提供体制の検討や、必要病床数を踏まえた2025年の医療提供体制を実現するための施策の検討を行うために、調整会議を開催する。	調整会議専門部会開催 日 時 令和2年7月8日 場 所 秋田県教育会館 出席者 9名
	5 小児救急医療啓発事業	子どもの保護者等に対して、小児の急病等の対応方法等についての講習会を実施するとともに、ガイドブックを作成・配布することにより、小児の急病時における知識の普及啓発を図る。 小児救急保護者講習会 1回	小児救急保護者講習会 今年度未開催

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
薬 務	1 薬機法の許認可等	(1)薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等の許可申請及び変更届出等の受理・審査 (2)登録販売者試験の受験願書の受理・審査 試験日：毎年夏頃実施予定	(1)受理件数 445件 (2)試験日 令和2年8月26日 受理件数 169件
	2 薬事監視	重点監視事項 ① 管理者の勤務状況及び義務の遂行状況の把握 ② 開設者の遵守事項の把握 ③ 違反広告の取り締まり	実施施設数 22施設(延べ件数)
	3 薬とくらしの教室の開催	地域住民に対し、薬のもつ特質及びその使い方、保管等について正しい知識の普及 ・協力団体：一般社団法人秋田県薬剤師会中央支部	受付件数 1件
	4 毒物劇物取締法の登録等	(1)販売業、業務上取扱者、特定毒物研究者の登録申請及び届出の受理・審査 (2)毒物劇物取扱者試験の受験願書の受理・審査	(1)受理件数 21件 (2)試験日 令和2年9月2日 受理件数 48件
	5 毒物劇物監視	毒物劇物販売業者、業務上取扱者等への立入検査、指導等	実施施設数 1施設
	6 麻薬・大麻・覚せい剤関係法令の免許、許可、指定等	(1)麻薬取扱者免許、大麻取扱者免許、覚醒剤(原料)関係指定証の申請等の受理・審査 (2)麻薬取扱者の年間届、大麻取扱者・覚醒剤取扱者年間数量報告の受理・審査 (3)調剤済麻薬等廃棄届の受理・審査 (4)麻薬等廃棄届の受理・審査 (5)麻薬等事故届の受理・審査	受理件数 (1) 1734件、8件、14件 (2) 393件、4件、7件 (3) 178件 (4) 131件 (5) 12件
	7 麻薬等監視	医療用麻薬等の適正な取り扱い、管理に関する監視指導	立入施設数 114施設
	8 薬物乱用防止啓発活動	麻薬、覚醒剤、シンナー等乱用薬物の有害性の啓発及び薬物乱用撲滅思想の普及 (1)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日) (2)不正大麻・けし撲滅運動(6月1日～7月31日) (3)麻薬・覚醒剤乱用防止運動(10月1日～11月30日)	(1)6・26ヤング街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 (3)麻薬・覚醒剤乱用防止運動 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、キャンペーンは中止

事項名	事業名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
献 血	1 献血推進事業	(1)効果的な献血液体制の推進と実施 ・市町村と連携し、献血協力事業所を開拓する。 ・市町村担当者会議の実施 ・参集型事業所献血の推進  (2)効果的な広報・普及啓発、学校教育等との連携 ・献血セミナーの開催 ・献血ボランティアとの協力 ・啓発ポスター・周知ちらしの作成と配布	(1)献血者数 200mL 9人、400mL 1,106人 計 1,115人 献血50回達成者 7名(保健所長感謝状贈呈)  (2)事業所にポスターや献血周知ちらしを配布し啓発に務めた。 献血セミナー、献血高校生ボランティアについては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
	2 街頭献血キャンペーン	市町村の各種イベント等において献血思想の啓発普及を図る。	街頭献血 令和2年 8月23日 メルシティ湯上(湯上市) 令和2年10月17日 スーパーセンターアマノ男鹿店(男鹿市) 令和2年11月22日 おおがた道の駅(大湯村) 令和3年 1月11日 イオンスーパーセンター(五城目町) 令和3年 3月20日 メルシティ湯上(湯上市)【予定】 令和3年 3月21日 スーパーセンターアマノ男鹿店(男鹿市)【予定】

令和2年度 環境指導課 事業計画

事項名	事業名	内容	備考【令和3年1月末実績】													
【環境・公害】 水道及び特定建築物の衛生管理	1. 安全な飲料水確保のための指導	(1) 水道施設の維持管理指導（簡易専用水道は、定期検査の受検指導） 【水道施設数】 <table border="1"> <tr> <td>上水道</td> <td>簡易水道</td> <td>専用水道</td> <td>小規模水道</td> <td>簡易専用水道</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2(1)</td> <td>3</td> <td>1(1)</td> <td>9</td> </tr> </table> ※1 ( )内は、非公営施設数(内数) ※2 平成30年度秋田県水道施設現況調査（簡易専用水道は令和元年度末）  (2) 飲用井戸等衛生対策の推進 ・ 自家用飲用井戸、小規模受水槽水道等の衛生管理・水質検査の指導	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	簡易専用水道	6	2(1)	3	1(1)	9	監視指導件数 0			
	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	簡易専用水道											
6	2(1)	3	1(1)	9												
2. 特定建築物の監視指導	(1) 特定建築物の監視指導 【特定建築物数】 <table border="1"> <tr> <td>興行場</td> <td>百貨店</td> <td>店舗</td> <td>事務所</td> <td>旅館</td> <td>学校</td> <td>集会所</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </table> ・ 維持管理報告書提出を指導  (2) ビル管理登録業者の監視指導：116業者（秋田市内の事業者を含む）	興行場	百貨店	店舗	事務所	旅館	学校	集会所	0	1	2	1	1	1	0	監視指導件数 2  登録業者監視件数 9
興行場	百貨店	店舗	事務所	旅館	学校	集会所										
0	1	2	1	1	1	0										
廃棄物の適正処理	1. 廃棄物処理施設等の監視指導	(1) 廃棄物処理施設等 ・ 施設の適正管理の指導 ・ 最終処分場放流水等の行政検査 【対象施設数】 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">一般廃棄物</td> <td colspan="2">産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設等</td> <td>最終処分場</td> <td>中間処理施設等</td> <td>最終処分場</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>9</td> <td>23</td> <td>4</td> </tr> </table> (2) 医療廃棄物排出事業所 ・ 感染性廃棄物の適正処理指導：（計画）4病院  (3) 特定有害産業廃棄物排出事業所 ・ 廃棄物の適正処理指導又は汚泥等の行政検査：（計画）9事業所  (4) PCB廃棄物保管事業所 ・ PCB廃棄物の適正処理指導指導：（計画）41事業所	一般廃棄物		産業廃棄物		ごみ処理施設等	最終処分場	中間処理施設等	最終処分場	7	9	23	4	監視指導件数 7 行政検査件数 2 5  監視指導件数 0  監視指導件数 4 行政検査件数 0  監視指導件数 3 0	
一般廃棄物		産業廃棄物														
ごみ処理施設等	最終処分場	中間処理施設等	最終処分場													
7	9	23	4													

事項名	事業名	内容	備考【令和3年1月末実績】																																				
廃棄物の適正処理	2. 浄化槽の適正管理指導	(1) 管理が不適正な浄化槽に対する指導：(管内対象設置基数) 517基 ※ 権限移譲済市町(男鹿市・潟上市・五城目町)分設置基数：2,746基  (2) 浄化槽保守点検登録業者の監視指導：17業者(秋田市内の事業者を含む)	文書指導件数 9  登録業者監視件数 1																																				
	3. 不法投棄防止対策	(1) 環境監視員による監視：(計画)137日  (2) 市町村との情報交換  (3) めざせクリーン秋田大作戦事業 ・撤去及び防止事業の実施 6~12月(4市町村)	監視日数 129  会議 7/31 実施  男鹿市(3箇所) 10/1 実施																																				
温泉の適正利用	1. 温泉の適正利用に係る指導	【指導対象温泉数】 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">温泉源泉数</th> <th colspan="2">利用施設</th> </tr> <tr> <th>浴用</th> <th>飲用</th> </tr> <tr> <td>33</td> <td>28</td> <td>2</td> </tr> </table>	温泉源泉数	利用施設		浴用	飲用	33	28	2	監視指導件数 1																												
温泉源泉数	利用施設																																						
	浴用	飲用																																					
33	28	2																																					
環境保全の推進	1. 工場・事業場に対する立入検査及び監視指導	(1) 排出基準及び排水基準適用工場に対する立入検査及び指導(行政検査及び現地確認) ① 大気関係計画(施設数) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">ばい煙発生施設</th> <th>指定ばい煙発生施設</th> <th>粉じん発生施設</th> </tr> <tr> <th>行政検査</th> <th>現地確認</th> <th>現地確認</th> <th>現地確認</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>40</td> <td>24</td> <td>0</td> </tr> </table> ② 水質関係計画(延べ事業場数) <table border="1"> <tr> <th colspan="5">特定施設(湖沼法対象施設を含む)</th> <th>指定汚水排出施設</th> </tr> <tr> <th colspan="5">行政検査</th> <th>現地確認</th> </tr> <tr> <th>重点工場等</th> <th>有害物質関連</th> <th>その他法対象</th> <th>協定工場</th> <th>現地確認</th> <th>現地確認</th> </tr> <tr> <td>18</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>26</td> <td>0</td> </tr> </table> (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び監視指導：10施設 ・特定施設(廃棄物焼却炉等)への立入検査及び現地確認 ・自主検査及び結果の報告について指導  (3) 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事の確認	ばい煙発生施設		指定ばい煙発生施設	粉じん発生施設	行政検査	現地確認	現地確認	現地確認	1	40	24	0	特定施設(湖沼法対象施設を含む)					指定汚水排出施設	行政検査					現地確認	重点工場等	有害物質関連	その他法対象	協定工場	現地確認	現地確認	18	2	8	5	26	0	行政検査件数 0 現地確認件数 ばい煙発生施設 21 指定ばい煙発生施設 17 粉じん発生施設 25  行政検査件数 26 現地確認件数 特定施設 48 指定汚水排出施設 1 指示件数 14  立入検査件数 9  立入検査件数 2
ばい煙発生施設		指定ばい煙発生施設	粉じん発生施設																																				
行政検査	現地確認	現地確認	現地確認																																				
1	40	24	0																																				
特定施設(湖沼法対象施設を含む)					指定汚水排出施設																																		
行政検査					現地確認																																		
重点工場等	有害物質関連	その他法対象	協定工場	現地確認	現地確認																																		
18	2	8	5	26	0																																		

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和3年1月末実績】																
環境保全の推進	2. 八郎湖の水質保全	(1) 事業場排水基準検査：(計画) 延べ15事業場  (2) 八郎湖クリーンアップ作戦、リーフレット等による啓発 ・八郎湖クリーンアップ作戦 ・水田濁水流出防止監視指導	行政検査件数 8  実施日 4/19 監視日数 5																
	3. ゴルフ場農業に係る指導	ゴルフ場農薬水質等自主検査の指導：8ゴルフ場(秋田市内分を含む)	確認件数 8																
	4. 環境に配慮した活動の促進	小学校高学年を対象とした環境学習会の開催 6～9月(2校)	2校実施(11月)																
【食品衛生】 食品等の安全確保	1. 食品衛生監視指導の強化	1. 重点監視対象施設 <table border="1" data-bbox="1014 708 1650 948"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>対 象 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度な処理技術を要する食品等の製造施設</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>広域に流通する食品等の製造又は加工施設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>一度に大量の食品を調製する施設</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>食品等の流通拠点となる施設</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>大規模食品販売施設</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>上記以外の大規模食品取扱施設</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table> 2. 重点指導事項 ・食品営業施設の許可及び監視指導 ・食品衛生法に基づく食品表示の確認 ・食品の収去検査 ・食品事業者等への食品衛生に関する啓発 ・食中毒の未然防止及び発生時の拡大防止 ・違反食品の排除	施 設	対 象 数	高度な処理技術を要する食品等の製造施設	4	広域に流通する食品等の製造又は加工施設	85	一度に大量の食品を調製する施設	6	食品等の流通拠点となる施設	6	大規模食品販売施設	29	上記以外の大規模食品取扱施設	0	計	136	監視指導数： 118件
施 設	対 象 数																		
高度な処理技術を要する食品等の製造施設	4																		
広域に流通する食品等の製造又は加工施設	85																		
一度に大量の食品を調製する施設	6																		
食品等の流通拠点となる施設	6																		
大規模食品販売施設	29																		
上記以外の大規模食品取扱施設	0																		
計	136																		

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
食品等の安全確保	1. 食品衛生監視指導の強化	3. 特別監視期間  ・ 春季行楽時の食品衛生強調期間      4月16日 ~ 4月26日 ・ 食品安全安心月間                      6月 1日 ~ 6月30日 ・ 夏季食品一斉取締月間                7月 1日 ~ 7月31日 ・ 食品衛生月間                            8月 1日 ~ 8月31日 ・ 食品、添加物等の年末一斉取締月間   12月 1日 ~ 12月26日	(監視指導総合) 監視件数： 693件 説諭件数： 0件 指示書発行件数： 0件 現場検査件数： 5,909件 違反件数： 93件
	2. 食品等の行政検査	1. 収去検査  細菌学検査      36件  理化学検査      15件  残留農薬等検査    8件	細菌学検査：30検体 不適：0 不良：1 理化学検査：12検体 不適：0検体 残留農薬等検査：7検体 不適：0検体
	3. 食品衛生思想の普及啓発	1. 消費者等  (1) 消費者団体等に対し食品衛生講習会への講師派遣  (2) 食品安全地域懇談会の開催 秋田中央地区で開催予定  (3) 情報の提供 ・ 市町村広報等へ掲載依頼 ・ 食品関係営業のチラシへの掲載依頼 ・ ホームページに掲載 ・ 報道機関へ情報提供  2. 営業者及び従事者 (1) 食品業界に対して食品衛生講習会の開催及び講師派遣  (2) 保健所長表彰 ・ 食品衛生功労者 ・ 食品衛生優良施設  (3) 情報の提供 ・ 食品衛生協会 ・ 秋田県食品衛生推進員	講師派遣： 4回 151名 講習会開催： 1回 6名  食品安全地域懇談会 8/6 開催(潟上市) 手洗い体験、パネル展示、 街頭キャンペーン。 参加37名  食品衛生功労者：0人 食品衛生優良施設：0施設 (未実施)

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和3年1月末実績】																				
食品等の安全確保	4. 食品衛生自主管理の推進	<p>1. 食品衛生協会に対する県委託事業及び要請事業の推進</p> <p>(1) 食品衛生推進員の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生推進員 26人</li> <li>・活動目標 (巡回延べ人数：75人 指導施設延べ件数：450施設)</li> </ul> <p>(2) 食品衛生責任者の養成及び研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養成目標人員 65人</li> <li>・研修目標人員 86人</li> </ul> <p>(3) 食品等の自主的衛生検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標件数 385件</li> </ul> <p>(4) 腸内細菌検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標件数 4,341件</li> </ul> <p>(5) 食中毒警報の発令</p> <p>2. 衛生管理（HACCPに沿った管理手法の導入）に関する指導・支援</p>	<p>巡回延べ人数： 12人 指導施設延べ件数： 85件</p> <p>養成者数： 57人 研修者数： 54人</p> <p>実施件数： 165</p> <p>実施件数： 4,042件</p> <p>警報発令回数： 1回 (8/11)</p> <p>17施設</p>																				
生活衛生関係営業の安全確保	1. 生活衛生関係営業施設の監視指導の強化	<p>(1) 営業施設の監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視指導対象施設：旅館、公衆浴場等</li> <li>・レジオネラ症防止対策に係る衛生管理指導</li> </ul> <p>(2) 行政検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆浴場の水質検査（レジオネラ属菌を含む） 3施設</li> </ul> <p>【生活衛生関係営業施設数】 (R3.1.31現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">旅館</th> <th rowspan="2">興行場</th> <th rowspan="2">公衆浴場</th> <th rowspan="2">理容所</th> <th rowspan="2">美容所</th> <th colspan="2">クリーニング所</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>クリーニグ所</th> <th>取次所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>53</td> <td>76</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>163</td> </tr> </tbody> </table> <p>管内（男鹿市、潟上市を除く）</p>		旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所		計	クリーニグ所	取次所	管内	14	0	7	53	76	1	12	163	<p>監視指導施設数：8施設</p> <p>検査実施数： 3施設</p> <p>※男鹿市、潟上市は権限移譲している。</p>
	旅館	興行場							公衆浴場	理容所		美容所	クリーニング所		計								
			クリーニグ所	取次所																			
管内	14	0	7	53	76	1	12	163															

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和3年1月末実績】
生活衛生関係営業の安全確保	2. 生活衛生営業の自主管理の推進	(1) 自主検査の実施指導 レジオネラ症防止対策に係る自主検査実施指導  (2) (財) 秋田県生活衛生営業指導センターとの連携  (3) 生活衛生関係営業秋田地方連絡協議会に対する指導  (4) 保健所長表彰	生活衛生功労者 0 生活衛生優良施設 0 (R2年度 未実施)
死亡獣畜の衛生確保	1. 化製場等に対する監視指導	死亡獣畜取扱場・化製場等 ・衛生管理の徹底指導 ・1市町村、1施設以上を通年使用できるように設置推進指導	監視 1施設